

# 一般社団法人 SV リーグ

## 幹部会規程

### 第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人 SV リーグ（以下、「SVL」という。）規約第8条に基づき、幹部会の組織、権限および運営に関する事項について定めることを目的とする。

### 第2条〔権限〕

幹部会は、理事会から委任された事項のほか、理事会で議決すべきものとして法令または定款で定められた事項を除く SVL の日常業務および緊急の処理が求められる事項について決議することができる。

### 第3条〔構成〕

幹部会は、代表理事、業務執行理事、代表理事が指名する理事および事務総長で構成する。

### 第4条〔開催〕

- (1) 幹部会は、随時、必要に応じて開催する。
- (2) 幹部会は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

### 第5条〔招集〕

幹部会は、代表理事または業務執行理事が招集する。

### 第6条〔招集通知〕

幹部会を招集するときは、開催日の7日前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって各構成員に対して通知を発しなければならない。このとき、書面による通知に代えて電磁的方法により通知することができる。ただし、緊急を要する場合や構成員全員の同意を得た場合はこの限りではない。

### 第7条〔議長〕

幹部会の議長は、代表理事または招集した業務執行理事がこれにあたる。

#### 第8条〔定足数および決議要件〕

- (1) 幹部会は、構成員の過半数の者が出席しなければ開催することができない。
- (2) 幹部会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第9条〔書面決議〕

幹部会の構成員が、幹部会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき幹部会構成員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

#### 第10条〔関係者の出席〕

- (1) 代表理事または業務執行理事は、必要に応じて議案に関係ある者を幹部会に出席させ、その意見または報告を聴取することができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。
- (2) 監事が幹部会への出席を希望する場合、代表理事は当該監事を幹部会に出席させなければならない。

#### 第11条〔理事会への報告〕

代表理事は、直後に開催される理事会で幹部会の審議および決定事項を報告しなければならないが、必要な事項については理事会で議決を得るものとする。

#### 第12条〔議事録〕

代表理事は幹部会の議事録を作成し、これをSVLに保存する。

#### 第13条〔幹部会に関する事務〕

幹部会に関する事務は、代表理事が指定した事務局の担当部門の責任者が統括する。

#### 第14条〔改正〕

本規程の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第15条〔施行〕

本規程は2023年9月25日より施行する。

#### 附則

〔制定〕

2023年9月8日制定

〔改正〕

2024年7月1日